

柏崎市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 柏崎市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共(昭和56年6月20日) 特環(平成5年5月14日) 農排(昭和59年11月21日)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部)
処理区域内人口密度	197.48(人/k㎡)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	公共:2処理区 農排:21処理区(統合した処理区を含む) 【処理区の統合(農排)】 平成15年度 西山地区を二田地区に統合 平成18年度 向安田地区を柏崎東部地区に統合 平成19年度 礼拝地区を中川地区に統合		
処 理 場 数	公共:2箇所 農排:16箇所(統合及び公共下水道に接続した処理場は廃止)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	農業集落排水を公共下水道に接続 平成15年度 下田尻地区の一部を公共下水道に接続 平成23年度 柏崎東部地区を公共下水道に接続 平成25年度 下田尻地区の全部を公共下水道に接続 平成29年度に下田尻、柏崎東部、向安田地区を公共下水道柏崎処理区の処理区域に編入予定。なお3 地区は農業集落排水の処理区としては廃止する。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、他の事業との統廃合、公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【料金改定年月日:平成24年7月1日】 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間を原価算定期間とし、総括原価方式(下水道使用料は「能率的な管理の下における適正な原価を越えないものであること」と、下水道法で規定されている。適正な原価とは、下水道事業が公益企業としてなすべき正常な努力を行ったうえで必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用(事業報酬又は資産維持費)を含むものとされているのが、「総括原価」と言われるものである。)により農業集落排水使用料と公共下水道使用料の統一をした。平均改定率は16.53%とした。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系と同様の考え方である。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系と同様の考え方である。		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度 2,664 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度 2,948 円
	平成26年度 2,741 円		平成26年度 3,173 円
	平成27年度 2,741 円		平成27年度 3,251 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

組 織

職 員 数	平成18年度 31名 平成19年度 31名 平成20年度 30名 平成21年度 30名 平成22年度 29名 平成23年度 27名 平成24年度 26名 平成25年度 26名 平成26年度 26名 平成27年度 26名
事業運営組織	平成19年度に一般会計からガス水道局に統合し、法適となる。初年度はスムーズな移行を考慮した職員数であった。その後、減員を考えていたが、同年度に発生した中越沖地震に伴い平成21年度までは早期復旧作業を目的に職員数が30名程度いたが、復旧作業の完了に伴い職員数も減少傾向である。また、若手職員が少ないため技術継承に支障をきたすような職員減はこれ以上は避けなければならない。市長部局との人事交流により効率的な人事配置を行うことで人件費の抑制に努める。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成20年4月1日～料金業務包括委託開始 平成25年度～浄化センター及び浄水場において施設管理の長期契約 (～29年度)を実施
	イ 指定管理者制度	今後の検討課題
	ウ PPP・PFI	今後の検討課題
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥からの消化ガスの利活用事業として、余剰ガスを利用して発電を行い、浄化センターで使用する電気の電力料金と、二酸化炭素排出量の削減を図る。またJクレジット制度の活用も実現した。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	民間業者の実証実験(効率的な水処理に関するもの)を行った。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

2. 経営の基本方針

供用人口の減少、節水器具の普及、節約志向などにより有収水量の伸びが期待できない状況の中、処理場の機能強化工事やポンプ場の耐震補強工事などによる投資額の上昇が見込まれ、これまで以上に厳しい財政運営となる見込みである。人口減少に見合った施設の統合など、経営の効率化を図るとともに、住みよい街の重要なライフラインであることを念頭に下水道使用料の適正化を検討し、健全経営を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

収支計画のうち投資についての説明

【公共下水道】

ポンプ場改築更新・耐震補強事業 H29～H32 2,743,000千円 現在の耐震基準に適合するように補強工事を実施し、豪雨時の安定的な運転を確保する。

処理場改築更新事業 H31～H38 3,410,000千円 老朽化している施設の改築更新を実施し、持続的な汚水処理を確保する。

管渠改築・更生事業 H29～H38 420,000千円 管渠の機能保全を図るため、老朽化した管渠の計画的な改築・更生を進める。

マンホール鉄蓋更新事業 H29～H38 900,000千円 現基準の耐荷重に対応するため、計画的な鉄蓋の更新を進める。

浸水対策事業 H29～H38 2,532,000千円 近年多発する局地的豪雨時に発生する浸水被害の軽減を図るため、区域内の管渠整備を進める。

【農業集落排水】

農業集落排水施設機能強化事業(13地区) H29～H38 2,209,600千円 老朽化が進行している施設を機能強化事業により長寿命化とし、持続的な汚水処理を確保する。

収支計画のうち財源についての説明

国庫補助金が年々減額される状況下において、投資的経費の財源確保が課題になっている。

企業債償還金に対して一般会計からの繰入れ金に頼っているのが現状だが、公債費比率の上昇にもつながるため、見直しが必要である。

事業費の精査と圧縮により、企業債借入額の抑制を図るとともに、必要な時期に料金改定(H33年度予定)を行い、資金の確保を図る必要がある。

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

平成20年度から料金業務包括委託を、平成25年度からは浄化センターにおける施設管理の長期契約を実施した。業務委託できるものはすべて実施済みである。また職員数においても、最大限の減員をしており、これ以上は災害対応や技術継承に支障をきたすため職員減は避けなければならない。

経費は、平成28年度予算をベースにして必要額を見込んだが、収支不足にならないよう、引き続き経費の削減に取り組む必要がある。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容を記載すること。

今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	人口減少を考慮し集排処理場の統合を検討中。
投資の平準化に関する事項	H29年度からストックマネジメント計画を策定する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	建設投資財源の合理化にあたり民間的经营手法(PPP・PFI・指定管理者制度)の導入を検討し、水道事業も含めた包括的委託の研究をする。
その他の取組	

今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成24年7月に料金改定を実施し、公共下水道使用料と農業集落排水使用料の統一を行った。H29年度に経過措置が終了することから、H33年度に農業集落排水事業の原価を含めて料金改定を実施予定。
資産活用による収入増加の取組について	消化ガス事業やJクレジット制度について今後も継続していく。新しい事業開拓については今後の検討課題である。
その他の取組	

投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	建設投資財源の合理化にあたり民間的经营手法(PPP・PFI・指定管理者制度)の導入を検討し、水道事業も含めた包括的委託の研究をする。
職員給与費に関する事項	職員数を最大限減員しているが、災害対応や技術継承を考慮すると、これ以上の職員減員は避けなければならない。市長部局との人事交流により効率的な人員配置を行うことで人件費の抑制に努める。
動力費に関する事項	維持管理費の削減を目指し、効率的な処理場の運転を現場目線から研究中である。
薬品費に関する事項	維持管理費の削減を目指し、効率的な処理場の運転を現場目線から研究中である。
修繕費に関する事項	年度別の修繕計画を作成し、最優先順位を決め段階的に実施する。
委託費に関する事項	業務委託できるものはすべて実施している。
その他の取組	維持管理費の削減を目指し、効率的な処理場の運転を現場目線から研究中である。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	随時、ローリングを実施し、それぞれの事業の進捗状況を管理していく。柏崎市の長期総合計画に合わせて5年後に見直すこととしているが、必要に応じて2～3年を目途に経営戦略の見直しを実施する。
---------------------	--